

Ⅱ 都市計画の案の主な内容

1 防災街区整備方針の構成

I 基本的事項

- 1 策定の目的
- 2 策定の効果
- 3 法的位置づけ

Ⅱ 策定の考え方

- 1 対象地域
- 2 防災再開発促進地区の指定の考え方
- 3 防災公共施設の指定の考え方
- 4 防災再開発促進地区の整備の方針
- 5 防災街区の整備に資する事業・制度等
- 6 防災再開発促進地区と都市再開発の方針の2号地区との整合

Ⅲ 本方針において定める内容

- 1 防災再開発促進地区及び防災公共施設
- 2 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要
- 3 防災公共施設の整備等の概要

2 指定の考え方

(1) 防災再開発促進地区の指定

防災都市づくり推進計画の重点整備地域等を中心に、防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている、又は導入が確実に見込まれる地区などを「防災再開発促進地区」として指定する。

(2) 防災公共施設の指定

防災再開発促進地区内において、周辺の建築物等と一体となって延焼防止機能及び避難機能を確保するため整備すべき公共施設、又は周辺で防災街区整備事業等が既に導入されている、若しくは将来導入されることが見込まれる延焼防止や避難上有効な公共施設などを「防災公共施設」として指定する。

(3) 指定の効果

防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を防災再開発促進地区として指定し、以下の施策を推進するとともに、防災都市づくり推進計画の重点整備地域を中心に展開される各種補助事業等との連携を図ることにより、防災街区の整備が促進される。

防災再開発促進地区では、延焼等危険建築物の除却勧告や都市再生機構の活用等が可能となるほか、建

替計画の認定による共同建替補助等の補助事業が拡充される。その他、防災街区整備地区計画等を定め、当該区域内の建築物に関する制限や防災街区整備事業を導入することが可能となる。

また、周辺の建築物と一体となって延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき公園等を防災公共施設として指定し、特定防災街区整備地区等に周辺建築物の間口率の最低限度を定める等により、防災環境軸の効率的な整備が図られる。

さらに、都市施設として整備すべき防災公共施設（以下、防災都市施設という。）については、当該防災都市施設に関する都市計画に施行予定者及び事業着手予定日（建築制限満了の日）等を定めることにより、早期整備を図ることができる。

（４）都市再開発の方針の２号地区との整合

防災再開発促進地区は、防災性の向上を目的として市街地整備の計画が明らかな地区であることから、都市再開発法に基づく２号地区と整合を図る。

３ 本方針において定める内容

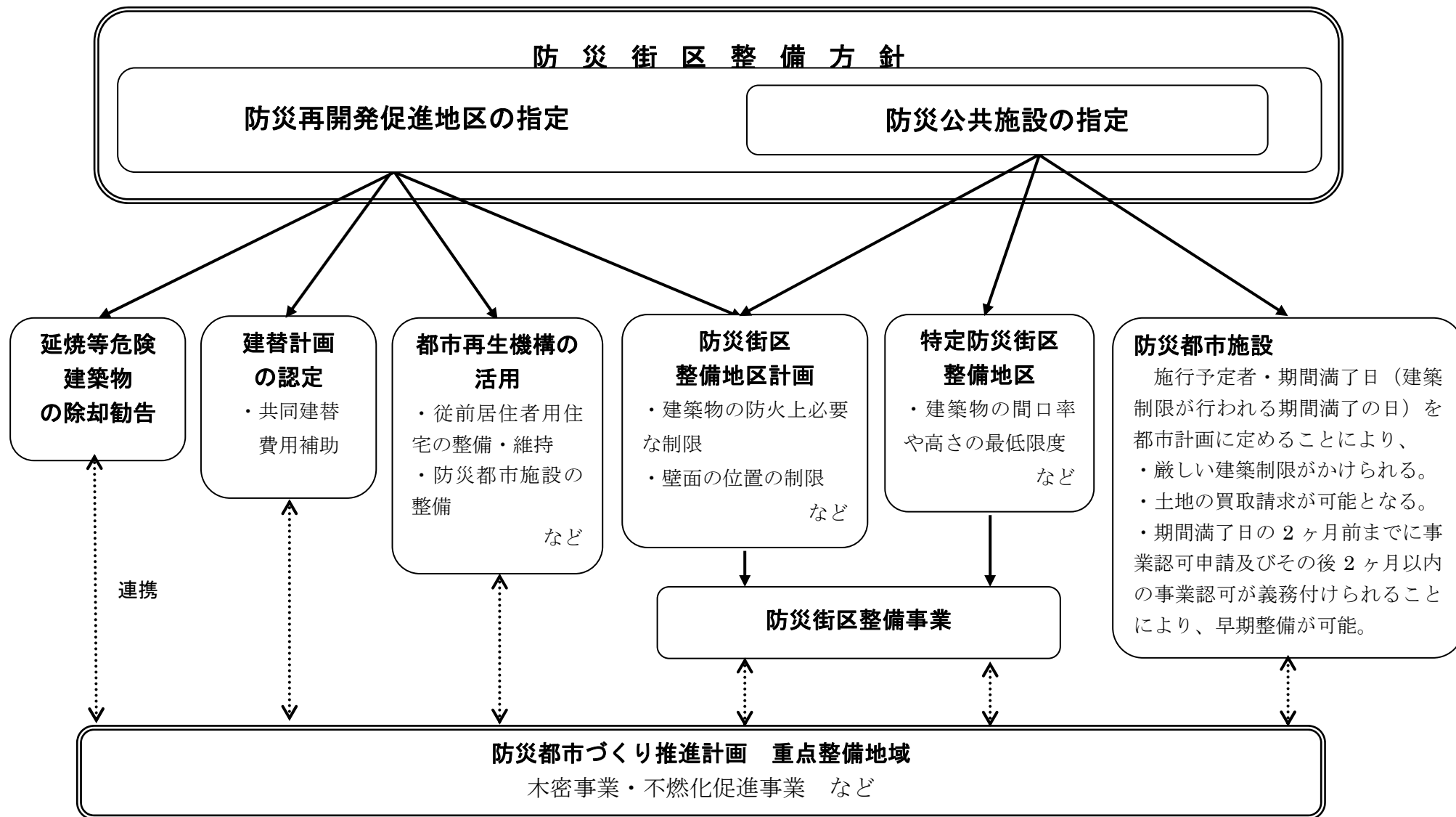
本方針において定める内容は、次のとおり。

- ① 防災再開発促進地区 64 地区（約 3,770ha）
- ② 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要
- ③ 防災公共施設 145 ヶ所

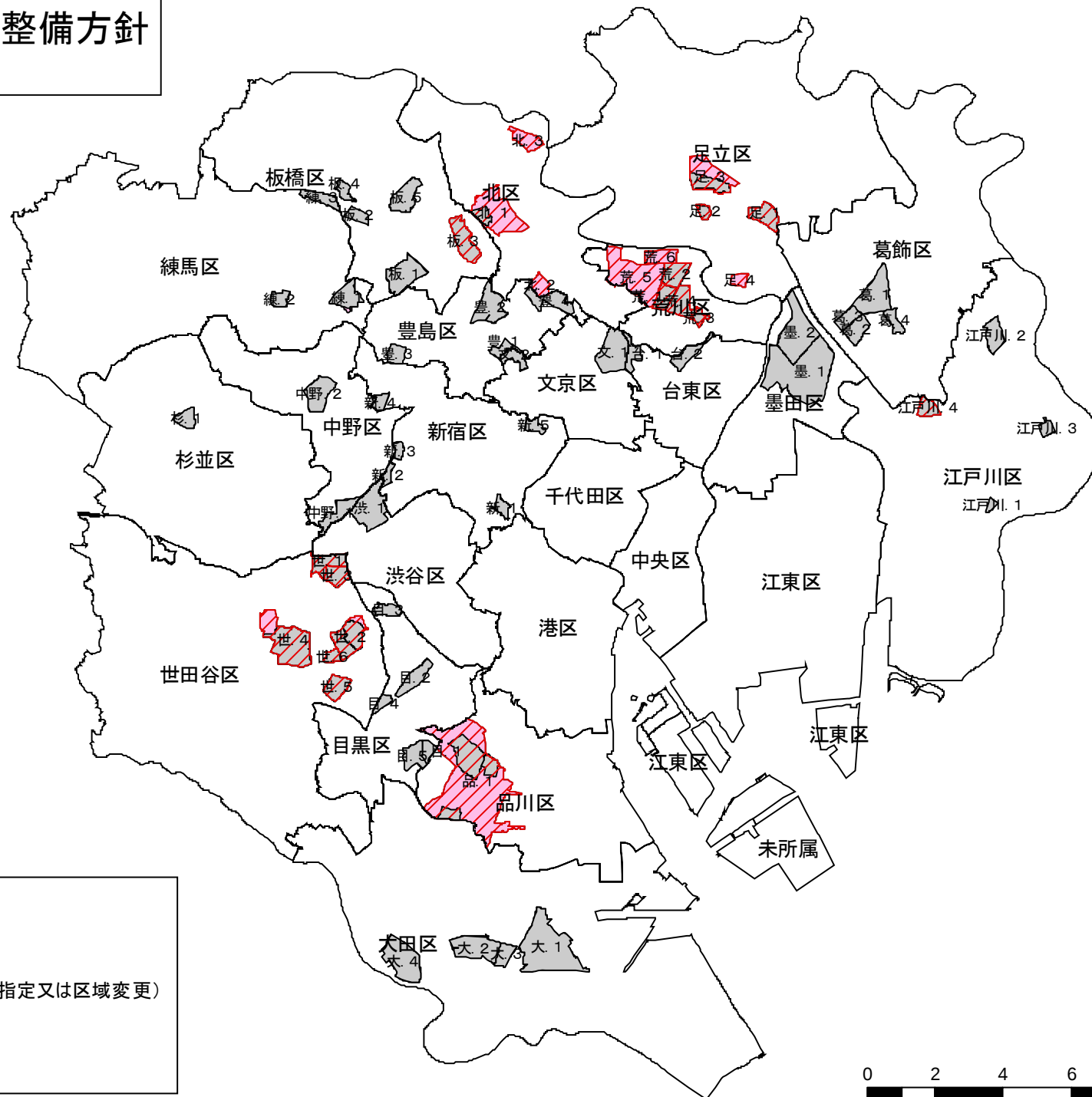
④ 防災公共施設の整備等の概要

（防災街区整備方針位置図及び一覧のとおり。）

体系図



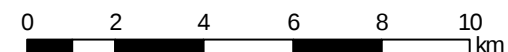
東京都市計画防災街区整備方針 附図(位置図)



凡例

- 防災再開発促進地区(既決定)
- 防災再開発促進地区(新規区域指定又は区域変更)
- 防災公共施設(新規指定)

新. 1 番号



防災街区整備方針一覧

区	番号		地区名	地区面積(ha)
新宿区	新.	1	若葉・須賀町地区	15.6
	新.	2	西新宿地区	14.0
	新.	3	北新宿地区	13.3
	新.	4	上落合地区	18.0
	新.	5	赤城周辺地区	17.0
文京区	文.	1	千駄木・向丘地区	91.0
	文.	2	大塚五・六丁目地区	25.0
台東区	台.	1	谷中二・三・五丁目地区	28.7
	台.	2	根岸三・四・五丁目地区	33.2
墨田区	墨.	1	東向島・京島・八広地区	264.0
	墨.	2	鐘ヶ淵周辺地区	122.0
品川区	△ ◎	品.	荏原地区	522.5
目黒区	目.	1	目黒本町地区	20.0
	目.	2	上目黒・祐天寺地区	40.6
	目.	3	駒場地区	23.0
	目.	4	五本木地区	14.4
	目.	5	目黒本町六丁目・原町地区	39.1
大田区	大.	1	大森・北糀谷地区	200.0
	大.	2	西蒲田・蒲田地区	84.0
	大.	3	蒲田二・三丁目地区	26.3
	大.	4	矢口・下丸子地区	103.7
世田谷区	◎	世.	北沢五丁目・大原一丁目地区	44.4
	△ ◎	世.	太子堂・三宿地区	78.6
	◎	世.	北沢三・四丁目地区	33.6
	△ ◎	世.	世田谷区役所周辺地区	148.2
	◎	世.	上馬・野沢地区	37.7
	◎	世.	太子堂四丁目地区	14.8
渋谷区		渋.	本町地区	94.3
中野区	中野.	1	南台地区	44.6
	中野.	2	平和の森公園周辺地区	59.6
杉並区	杉.	1	天沼三丁目地区	26.4
豊島区	豊.	1	東池袋四・五丁目地区	19.2
	豊.	2	上池袋地区	67.1
	豊.	3	南長崎二・三丁目地区	25.3
	豊.	4	染井霊園周辺地区	53.1

凡例 ※:防災再開発促進地区新規追加 △:防災再開発促進地区区域変更 ◎:防災公共施設新規指定				
区	番号		地区名	地区面積(ha)
北区	△ ◎	北. 1	十条地区	126.4
	※ ◎	北. 2	西ヶ原外大跡地周辺地区	25.4
	※ ◎	北. 3	志茂東地区	38.2
荒川区	◎	荒. 1	荒川五・六丁目地区	33.6
	◎	荒. 2	町屋二・三・四丁目地区	43.5
	◎	荒. 3	南千住一・荒川一丁目地区	15.1
	◎	荒. 4	荒川二丁目周辺地区	48.5
	※ ◎	荒. 5	尾久地区	166.0
	※ ◎	荒. 6	尾久の原公園周辺地区	37.4
板橋区		板. 1	大谷口地区	76.9
		板. 2	上板橋駅南口地区	20.3
	◎	板. 3	仲宿地区地区	61.2
		板. 4	若木地区	18.1
		板. 5	前野町地区	53.5
練馬区	△	練. 1	江古田北部地区	46.4
		練. 2	練馬地区	20.0
		練. 3	北町地区	31.1
足立区	◎	足. 1	足立一・二・三丁目地区	50.2
	△ ◎	足. 2	関原一丁目地区	13.6
	△ ◎	足. 3	西新井駅西口周辺地区	98.1
	※ ◎	足. 4	千住仲町地区	15.7
葛飾区		葛. 1	立石地区	90.0
		葛. 2	東四つ木地区	40.0
		葛. 3	四つ木一・二丁目地区	29.3
		葛. 4	東立石四丁目地区	21.7
江戸川区		江戸川. 1	一之江駅付近地区	7.0
		江戸川. 2	南小岩七・八丁目地区	40.0
		江戸川. 3	篠崎駅西部地区	14.1
	◎	江戸川. 4	松島三丁目地区	25.6
19区計			64地区	3769.2

<備考>
品1. 荏 原 地 区: 旧戸越1・2丁目地区、旧荏原北地区、旧旗の台・中延地区を含む
世2. 太子堂・三宿地区: 旧太子堂2・3丁目地区、旧三宿1・2丁目地区を含む